

○令和 8 (2026)年度監査等実施方針及び年間計画

郡山市監査基準第 13 条の規定に基づき、令和 8 (2026)年度の監査等実施方針及び年間計画を次のとおり定める。

第 1 実施方針

- 1 市の事務や事業について、監査の種類に応じ、「正確性」や法令等に基づき適正に処理されているかという「合规性」の観点はもとより、最少の経費で最大の効果を挙げているかという「経済性」「効率性」及び「有効性」、さらには組織及び運営の合理化に努めているかという「合理性」の観点からも検証を行う。
- 2 監査等の実施に当たっては、違法又は不正の指摘と注意に重点を置いた監査を実施する。
- 3 市政の透明性と信頼性を高めるため、監査等の結果に関する報告等についてわかりやすい内容・表現により作成し、公表する。
- 4 監査の実効性を確保するため、指摘事項等についての進行管理を行う。

第 2 年間計画

1 監査等の種類及び対象

実施する監査等の種類及び対象については、次のとおりとする。

(1) 財務監査（地方自治法第 199 条第 1 項）

ア 定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項）

財務に関する事務の執行について、別紙年間監査計画表に定めた対象部局に対し実施する。

年間の実施回数は 3 回とする。

イ 工事監査（地方自治法第 199 条第 5 項）

監査委員が必要と認めるときは、工事の財務に関する事務等について実施する。

(2) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

監査委員が必要と認めるときは、事務の執行について実施する。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があるときは、財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行について実施する。

(4) 公金の収納又は支払事務に関する監査

（地方自治法第 235 条の 2 第 2 項、地方公営企業法第 27 条の 2 第 1 項）

監査委員が必要と認めるとき、又は市長、企業管理者の要求があるときは、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払の事務について実施する。

(5) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

現金の出納について、毎月 28 日に前月分を実施する。ただし、やむを得ない事情があるときは、実施日を変更して実施する。

(6) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項）
令和 7 年度各会計の決算書及び証書類その他政令で定める書類について実施する。

(7) 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）
令和 7 年度各基金の運用状況について実施する。

(8) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）
令和 7 年度各会計決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について実施する。

(9) 資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項）
令和 7 年度各公営企業会計決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について実施する。

(10) その他の監査
(1)から(9)に掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要があると認めるときは、法令に基づく監査を実施する。

2 実施予定時期
監査等の実施予定時期については、別紙年間監査計画表のとおりとする。

3 監査等の実施体制
監査委員 4 人が担当し、職員 8 人が補助する。

別紙

令和8(2026)年度 年間監査計画表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
財務 監査	定期監査	第1回			第2回			第3回						
	工事監査	必要に応じて実施												
行政監査		必要に応じて実施												
財政援助団体等監査		必要に応じて実施												
公金の収納又は支払 事務に関する監査		必要に応じて実施					←							
例月現金出納検査		令和8年3月分～令和9年2月分												
決算審査	公営企業会計													
	一般・特別会計													
基金の運用状況審査		定額資金運用基金												
健全化判断比率審査		健全化判断比率												
資金不足比率審査		資金不足比率												
その他の監査		必要に応じて実施												

定期監査対象部局

回次	監査実施期間	監査の対象	
		対象部局	対象範囲
第1回	4月～7月	教育総務部 学校教育部 議会事務局	令和7年度執行のもの (12月～3月迄の執行事務) ※関連する財務事務を含む
第2回	8月～11月	こども部 農商工部 会計課 監査委員事務局	令和8年度執行のもの (4月～7月迄の執行事務) ※関連する財務事務を含む
第3回	12月～3月	政策開発部 税務部 市民部 建設構想部	令和8年度執行のもの (8月～11月迄の執行事務) ※関連する財務事務を含む